

松山市告示第103号

令和7年4月3日

松山市長 野志 克仁



手数料の徴収・収納の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条の規定に基づき、下記の施設に係る手数料の徴収・収納について、委託契約の中で、受託者に徴収・収納委託を行ったので、松山市財務会計規則第55条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

施設名称及び所在地	徴収・収納委託する収入金	受託者の名称等	委託の期間
松山市南クリーンセンター 松山市市坪西町1000番地1	塵芥処理手数料	大阪市北区堂島1丁目6番20号 荏原環境プラント株式会社 西日本支店 支店長 山内 秀洋	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
松山市横谷埋立センター 松山市食場町乙6番地1	塵芥処理手数料	松山市土居田町336番地1 水 i n g A M株式会社 四国営業所 所長 後藤 眞佐樹	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで